

## つくば市公園緑地遊具等設置指針

### 第1章 策定の背景と目的

研究学園都市建設当時は、都市公園法施行令に基づき、土地区画整理事業により整備される児童公園には、ブランコ、滑り台、砂場の設置が義務付けられていた。しかし、高齢化社会の進行等を背景に、平成5年に都市公園法施行令が改正され、公園の位置づけが「児童のための遊び場」から「あらゆる世代の利用する場」として位置づけられ、土地区画整理事業により整備された公園は、児童公園から街区公園に名を変えた。このため公園整備においても、児童だけでなくあらゆる世代が楽しむことのできる、緑とオープンスペースが求められ、小さなスペースで複数の遊び方ができる複合遊具が多く設置されてきた。

このような時代背景もあり、つくば市内では、画一的な街区公園が多く、市民から遊具の増設の要望が寄せられている。特にTX沿線開発地域においては、1つの複合遊具と植栽のみの公園が多く見受けられ、かつての児童公園のように、遊具の増設を望む声が寄せられている。

また、つくば市内の運動公園、地区公園、近隣公園などの規模が大きい公園においても、主にブランコや滑り台のような単体遊具や小型の複合遊具は設置されているものの、延床面積100㎡以上の複合遊具は設置されておらず、大型遊具の設置を望む声もある。

さらに、こどもの見守りや付き添いがしやすい安全で居心地のよい公園環境を提供するため、遊具の設置だけでなく、ベンチや四阿、緑陰などの付帯設備の設置についても、検討していく必要がある。

このため、子供の遊びの幅を広げるだけでなく全世代が楽しめ、安全で居心地のよい、特色のある公園を整備する、「つくば市公園緑地遊具等設置指針」(以下、設置指針とする)を策定する。

## 第2章 用語の定義

本指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園緑地：次に掲げる公園又は緑地であって、つくば市建設部公園・施設課（以下「市」という。）が管理し又は管理することとなるもの。
  - ア 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項に定める都市公園（以下「都市公園」という。）
  - イ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項に定める市民緑地
  - ウ 市以外の者が設置する公園又は緑地であって、市に帰属することとなるもの
- (2) 遊具：都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第5条に定める遊戯施設であって、主として子どもの利用に供することを目的として地面に固定されているもの
- (3) インクルーシブ遊具：体に障害のある子ども、ない子ども一緒に遊べる遊具
- (4) 健康器具系施設：大人を利用対象とする健康や体力の保持増進など健康運動を目的とした建築物以外の工作物
- (5) 附帯設備：政令第5条に定める休養施設又は便益施設であって、遊具と一体となって公園緑地の機能発揮に資するもの
- (6) 整備：公園緑地の全部又は一部を新設すること
- (7) 再整備：既存の公園緑地に遊具を新設すること又は公園緑地の全部若しくは一部を改築すること（長寿命化更新工事により遊具の更新を行う場合は除く）
- (8) 街区公園：都市公園であって、主として街区内に居住する者の利用に供

することを目的とする都市公園

(9) 近隣公園：都市公園であって、主として近隣に居住する者の利用に供す

ることを目的とする都市公園

(10) 地区公園：都市公園であって、主として徒歩圏域内に居住する者の利用

に供することを目的とする都市公園

(11) 総合公園：都市公園であって、主として市の区域内に居住する者の休息、

観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的と

する都市公園

(12) 運動公園：都市公園であって、主として市の区域内に居住する者の運動

の用に供することを目的とする都市公園

(13) リ ス ク：遊びの楽しみの要素で冒険や挑戦の対象となり、子どもの発

達にとって必要な危険性。

### 第3章 適用範囲

この指針は、公園緑地の整備若しくは再整備の際に、遊具等を設置する場合に適用する。

## 第4章 公園緑地を整備する場合の遊具設置の手順

### 第1節 公園緑地の機能（役割）の設定

公園緑地を整備しようとする者（以下「整備者」という。）は、公園緑地の整備に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。基本計画では、公園緑地の機能、性格、構想の理念、テーマを明らかにし、計画の基本方針及び導入施設の内容・概略規模を設定するとともに、景観・環境保全・管理運営等の概略の検討に基づき、土地利用（空間構成）及び動線を定める等、公園緑地の基本的な内容を記載しなければならない。

また、公園緑地の機能については、別表第1の中欄に掲げる機能の概要を参考

に、同表左欄に掲げる公園緑地の機能のうちから1つ以上の機能を設定しなければならない。

## 第2節 公園緑地の整備に関する基本設計

整備者は、地域ニーズを踏まえた上で、公園緑地の整備に関する基本設計（以下「基本設計」という。）を作成しなければならない。基本設計では、基本計画において定めた基本的な内容に基づき、設計条件との整合を図り、技術的、デザインの及び経済的な見地から設計指針を明らかにし、実施設計に向けて、公園緑地の骨格となる施設配置、諸施設の形状、基盤施設、植栽等について概略を記載しなければならない。

基本設計作成に当たっては、以下の事項を検討又は実施するものとする。

### 2-1 遊具の設置する遊び場の立地選定の検討

整備者は、遊具を設置する遊び場の立地選定に当たり、他の公園施設との関係のほか、環境条件が遊具等の劣化などに大きく影響を与えることから、以下の事項を検討しなければならない。

検討事項	検討内容
アクセス	<p>地域住民の目を行き渡らせることにより、事故が起きた場合の迅速な対応が期待できるだけでなく、遊具の安全性や防犯性を高める意味からも、遊び場へのアクセスは十分な見通しを確保し、乳母車や車椅子などを利用するすべての人が容易にアクセスできるように配置するものとする。</p> <p>ただし、遊び場の出入り口が車の通行する道路や駐車場に近接して設置される場合は、飛び出し防止するフェンスや柵を設けるなど、アクセスに関して一定の制限を設けるものとする。</p>
地形	<p>遊具は、原則として平坦地に設置するものとし、急傾斜地には設置しない。しかし、遊具の目的や形態によっては、平坦地、傾斜地などの地形を活かすことが望ましい。この場合に当たっては、遊具の目的に適合した傾斜度、登り降り箇所の平坦性の確保について、特に、配慮しなければならない。</p>
環境条件	<p>子どもが遊ぶ場所においては、環境面での安全性、快適性の確保が必要であり、日照、通風などの環境条件も遊び場の設置場所の選定に当たって十分に検討し、必要に応じて付帯設備の設置についても検討するものとする。付帯設備の選定及び配置に関する技術的基準は第7章を参照すること。</p> <p>また、排水不良は、遊具の基礎部分を露出させるなど、腐食・不朽などの原因となるため、適切な環境改善を講ずなければならない。</p>

## 2-2 遊具の選定

整備者は、遊具の選定について、地域の年齢構成、遊び場の分布などを調べ、利用者の年齢構成に応じた遊びの形態を想定し、種類や規模などを決定しなければならない。遊びの形態は、別表第2の右欄に掲げる遊具の特徴を参考に、設定するものとする。

また、本来、公園は、子供の能力や特性、背景などにかかわらず、あらゆる子供に開かれたものであることから、誰もが遊具を利用できるよう、遊びの形態の検討だけでなく、インクルーシブ遊具の設置についても、必ず検討すること。

遊具の選定に関する技術的基準は、第6章を参照すること。

## 2-3 遊具の配置の配慮

整備者は、遊具の配置に当たり、遊具と遊具周辺にいる子どもの衝突事故などを防ぐため、遊具周辺も含めた利用動線や各遊具の運動方向を考慮した安全領域などに配慮するものとする。

## 2-4 住民説明会等の実施

整備者は、基本設計の作成に当たり、公園緑地予定地の近隣住民を対象とする住民説明会、アンケート調査その他の周辺住民の意見を反映させるために必要な措置（以下「住民説明会等」という。）を実施するものとする。

## 第3節 公園緑地の整備に関する実施設計

整備者は、公園緑地の整備に関する実施設計（以下「実施設計」という。）を作成しなければならない。実施設計では、基本設計において定めた設計の指針及び骨格となる施設設置等の概略設計に基づき、安全性、機能性、市場性、施工性、デザイン性といった面から詳細の検討を行い、工事の内容が十分に把握できるものを記載しなければならない。

## 第5章 公園緑地を再整備する場合の遊具設置の手順

### 第1節 再整備の優先順位に関する調査・検討

市は、管理する公園緑地の遊具数や近隣住民の児童・未就学児の人数を5年ごとに調査しなければならない。

調査の結果から、小学校区内の児童・未就学児の人数に対し、遊具が少ない公園緑地を優先に再整備しなければならない。ただし、優先順位の評価に当たっては、将来の人口変動を考慮するものとする。

### 第2節 再整備する公園緑地の機能(役割)の見直し

公園緑地を再整備しようとする者(以下「再整備者」)は、当該公園の所在する小学校区内の地域の年齢構成、遊び場の分布、各公園緑地の利用状況を調査し、公園緑地の機能を見直さなければならない。

公園緑地の機能は、別表第1の中欄に掲げる機能の概要を参考に、同表左欄に掲げる公園緑地の機能のうちから1つ以上の機能を再設定しなければならない。

### 第3節 公園緑地の再整備に関する基本設計

再整備者は、公園緑地の再整備を行うときは、地域ニーズを踏まえた上で、基本設計を作成しなければならない。基本設計作成に当たっては、以下の事項を検討又は実施するものとする。

#### 3-1 遊具を設置する遊び場の立地状況の確認

再整備者は、遊具を設置する遊び場の立地状況について、第4章第2節第1項に掲げる遊び場へのアクセス、地形及び環境条件の観点から確認し、必要に応じて、付帯設備の設置を検討するものとする。

付帯設備の選定に関する技術的基準は第7章を参照すること。

#### 3-2 遊びの形態の見直し

再整備者は、公園緑地の再整備を行うときは、第5章第2節の公園緑地の機能

の見直し結果を踏まえ、公園緑地を新設するときに設定した遊びの形態を見直すものとする。遊びの形態については、別表第2の右欄に掲げる遊具の特徴を参考に、再設定するものとする。

また、本来、公園は、子供の能力や特性、背景などにかかわらず、あらゆる子供に開かれたものであることから、誰もが遊具を利用できるよう、遊びの形態の検討だけでなく、インクルーシブ遊具の設置についても、必ず検討すること。

遊びの選定に関する技術的基準は第6節を参照すること。

### 3-3 遊具の配置の配慮

再整備者は、遊具の配置について、遊具と遊具周辺にいる子どもの衝突事故などを防ぐため、遊具周辺も含めた利用動線や各遊具の運動方向を考慮した安全領域などに配慮するものとする。

### 3-4 住民説明会等の実施

再整備者は、再整備の基本設計の作成に当たり、見直した公園緑地の機能及び遊びの形態等について、住民説明会等を実施するものとする。

## 第4節 公園緑地の再整備に関する実施設計

再整備者は、公園緑地の再整備に関する実施設計を作成しなければならない。

再整備者は、公園緑地の再整備に関する実施設計を作成するときは、第2節の公園緑地の機能の見直し及び基本設計において定めた遊びの形態並びに近隣住民の意見を踏まえて、遊具を選定し、配置等を決定するものとする。

## 第6章 遊具の選定及び配置に関する技術的基準

### 第1節 遊具の規格

設置する遊具は、原則として、「都市公園の遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する基準 JPF A-SP-S:2024」（日本公園施設業協会）に準拠するものとする。

## 第2節 遊具の規模

遊具の規模は、設置する公園緑地を利用する子どもの年齢層を考慮し、遊具の種類及び各部の寸法等を決定する。

## 第3節 遊具の面積

遊具の面積は、「遊具等の定期点検業務標準積算基準・遊具等の定期点検業務標準仕様書（一般公園施設を含む）」（日本公園施設業協会）に定めるところにより算出するものとする。

## 第4節 大型遊具

遊具の面積が、おおむね 100 m<sup>2</sup>以上となる遊具（以下「大型遊具」という。）は、安全確保の観点から周辺の土地利用に応じ、安全な経路及び利用する子どもの保護者からの見通し等を考慮した利用導線を確認する必要がある。また、付帯設備として休憩施設や便益施設の設置を検討する必要がある。

このため、大型遊具は原則として、地区公園、総合公園又は運動公園に設置するものとし、街区公園又は近隣公園には設置しないものとする。

## 第7章 付帯設備の選定及び配置に関する技術的基準

### 第1節 付帯設備の種類

付帯設備の種類は、別表第3のとおりとする。

### 第2節 付帯設備の設置の基本的な考え

付帯設備の設置に関しては、「つくば市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に準拠しなければならない。

### 第3節 主な附帯設備の設置基準

#### 3-1 ベンチ、縁台

- (1) 公園緑地の敷地の地形、植栽状況などの自然環境を活かし、かつ周辺の公園施設との機能的対応を考慮した配置とする。
- (2) リスクが比較的高い遊具を設置する場合は、保護者が見守りやすい位置にベンチ又は縁台（以下「ベンチ等」という。）を配置しなければならない。
- (3) ベンチ等は、公園緑地の規模及び想定される利用者数等を考慮し、適切な数及び形状で配置するものとする。

#### 3-2 四阿（休憩所）

- (1) 公園緑地の敷地の地形、植栽状況などの自然環境を活かし、かつ周辺の公園施設との機能的対応を考慮した配置とする。
- (2) リスクが比較的高い遊具を設置する場合は、保護者が見守りやすい位置に四阿を配置するものとする。
- (3) 四阿は、公園緑地の規模及び想定される利用者数等を考慮し、適切な数及び形状で配置するものとする。

#### 3-3 水飲み場、手洗い場

- (1) 水飲み場及び手洗い場（以下「水飲み場等」という。）は、公園の出入口、休憩施設脇、手を汚しやすい砂場又は遊具の付近に配置するものとする。また、他の公園施設の利用動線に影響しないよう配慮しなければならない。
- (2) 水飲み場等は、想定される利用者の年齢等を考慮し、適切な高さを設定しなければならない。
- (3) 水栓器具は、レバー式その他操作が容易なものとする。
- (4) 排水溝又は側溝蓋は、ベビーカー及び車いす等のタイヤが脱輪しにくい構造のものとする。

### 3-4 樹木（緑陰）

- (1) 樹木は、夏の日差しを和らげ、地表面の温度上昇を抑えることから、遊具又は休憩施設付近に配置するものとする。配置する際は、園内の見通しや隣地への日陰の影響等を考慮しなければならない。
- (2) 樹木は、公園緑地の規模、周囲の環境条件、修景効果、樹木の成長速度等を考慮し、適切な数及び樹種を配置するものとする。
- (3) 樹木は、その成長を考慮し、遊具の安全領域と重ならないよう配置しなければならない。

### 3-5 健康器具系施設

- (1) 設置する施設は、原則として、「都市公園の遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2024」（日本公園施設業協会）に準拠するものとする。
- (2) 衝突事故を防止するため、健康器具系施設は、子どもの遊び場と明確に区分したエリアに設置すること。
- (3) 健康器具系施設の使用方法をサイン等で明示すること。

#### 附則

この指針は、令和7年3月26日から適用する。

別表第 1

公園の機能タイプ	機能の概要	評価基準
遊具（児童対象）型	児童が遊具で遊べる環境が整っている公園	6-12歳対象遊具が1基以上設置されている。
遊具（未就学児対象）型	未就学児が遊具で遊べる環境が整っている公園	3-6歳対象遊具が1基以上設置されている。
休養型	日常生活における休養の場として、休憩や談笑の場が整っている公園	ベンチ、四阿等が1基以上設置されている。
スポーツ型	スポーツに係る専用施設等を活用し、スポーツができる環境が整っている公園	バスケットゴール等のスポーツ施設が1基以上設置されている。
広場型	ボール遊びや追いかっこなどができる空間ができる環境が整っている公園	1,000㎡程度の広場を有する。
散歩型	散歩ができる園路が整っている公園	公園内で散歩ができる周遊園路が設置されている。
健康器具系施設型	ストレッチや軽い運動など健康器具系施設で健康づくりができる環境が整っている公園	背伸ばしベンチ等のストレッチや軽い運動等ができる健康器具系施設が1基以上設置されている。
都市景観形成型	公園の緑が都市の景観形成に寄与している公園	都市景観を形成する緑（高木・株もの）やシンボルツリーが設置されている。
コミュニティ形成型	清掃活動等、地域により管理がされている公園	里親（アダプト・ア・パーク）による管理が実施されている。
自然型	樹林や水辺等、自然と触れる機会を創出する公園	1,000㎡以上の樹林、または水路、池等の水辺環境を有する。

別表第2

遊びの形態	遊具の例	遊具の特徴
揺動系	ぶらんこ、スプリング遊具	遊具の一部が上下・前後・左右に揺動する動きで遊ぶ。
上下動系	シーソー	遊具の一部が上下する動きで遊ぶ。
回転動系	回転ジャングルジム	遊具の水平方向に回転する動きで遊ぶ。遠心力がかかった状態で遊具に掴まっていることができる筋力が必要である。
滑走系	ロープウェイ	遊具の一部が水平方向に走行する動きで遊ぶ。走行中、可動部に掴まっている必要があり、掴まって全身を支えることができる筋力が必要である。
滑降系	すべり台	遊具は可動部を持たない。子ども自身の滑り降りる動きで遊ぶ。
懸垂運動系	ラダー、鉄棒	基本的には遊具は可動部を持たない。子ども自身がぶら下がったり、移動したり、開店する動きで遊ぶ。ぶら下がることのできる筋力が必要である。
登はん運動系	ジャングルジム、登はん棒、クライムネット	遊具は可動部を持たない。子ども自身の昇り降りや移動する動きで遊ぶ。よじ登ることのできるだけの筋力が必要である。
平衡、腹這い、その他運動系	プレイウォール、平均台	遊具は可動部を持たない。子ども自身の歩行、くぐり抜けなどの動きで遊ぶ。
砂遊び系	砂場	枠の中に大量の砂で満たされた場。砂を指や道具を使って、自分が想像した形を表現して遊ぶ。他の利用者がいても同時に遊ぶことができることから長時間遊ぶこともできる。
健康器具系	背伸ばし運動ができる施設 ストレッチ運動ができる施設	大人を利用対象とする健康や体力の保持増進など健康運動を目的とした建築物以外の工作物。子供が遊具と認識し、利用する場合があることから、子供の遊び場と明確に区分したエリアに設置したり、利用方法を掲示するなどの対応が必要である。

都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）より一部抜粋加筆

別表第3

分類	園路広場	修景施設	休養施設	便益施設	管理施設
公園施設の種類	園路	植栽（樹木）	休憩所	駐車場	門
	広場	芝生 いけがき 日陰だな 池 つき山 飛石 その他これに類するもの	ベンチ 野外卓 その他これに類するもの	便所 時計台 水飲み場 手洗い場 その他これに類するもの	柵 掲示板 照明施設 井戸 その他これに類するもの